

(生徒手帳 P. 52 より抜粋)

V 気象警報が発令された場合の登校規定

午前6時現在で、「東京都23区東部」内(23区東部外から通学する者は自宅及び通学経路も含む)に「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」「洪水」いずれかの特別警報または警報が発令されている場合は、「自宅待機」とし、次のように対応する。

なお、午前6時以降登校時までに上記特別警報・警報が発令された場合はそれに準ずる。

- (1) 午前9時までに上記の全てが解除の場合、3時間目(10時25分を目途)から授業開始とする。
- (2) 午前11時までに上記の全てが解除の場合は、5時間目(12時45分を目途)から授業開始とする。
- (3) 午前11時現在、上記のいずれかが依然として発令中の場合は、自宅学習とする。

緊急連絡用の「マ・メール」、ホームページによる連絡に注意すること。

また、学校への電話による連絡・問い合わせは、回線の混乱・麻痺による使用不能が考えられるので、登校については情勢によって自主的に判断し、安全を確保すること。

※「東京都23区東部」とは、足立・荒川・台東・葛飾・墨田・江東・江戸川の7区である。